

令和3年第12回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

令和3年12月10日（金）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番	田村	星	寿	2番	中野	栄
3番	嶺岸	勝	志	4番	三須	清一
5番	大井	栄	一	7番	成島	誠
8番	川村	泉	治	9番	宮久保	勝
10番	根本	博				

4. 欠席委員

6番 大炊 三枝子

5. 出席事務局職員

局	長	増	田	浩	四	郎	
庶	務	係	長	遠	藤	幸	廣
農	地	係	長	富	塚	隆	則
主	任	主	事	片	桐	圭	悟

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明額

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する
専決処分について

- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について
- 報告第3号 農地法3条の3の規定による届出書

三須清一会長 ただいまから令和3年第12回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員9名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

9番 宮久保勝委員

10番 根本博委員

よろしくお願いたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第4号までの合計4議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」1件。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」新規設定5件、再生設定6件、合計11件。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の判定について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

なお、〇〇委員が譲受人となっております。

〇〇委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限があります。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年12月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

整理番号1番の申請地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は3,465平方メートルの賃借

権を設定するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北東側約1,720メートルに位置しています。位置図は、議案資料の3ページを御覧ください。

譲受人は〇〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。農業経営規模を拡大するため、賃借権を設定するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第1号整理番号1番について、調査結果を報告します。

譲受人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

整理番号1番の譲受人の経営耕地面積は、借受地を含め約3.71ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、母が250日、子が2日です。トラクター、コンバイン、農用自動車等をそろえています。

経営農地については全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

なお、〇〇委員は譲受人となっています。先ほど申しましたとおり、〇〇委員は農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限がありますので、退出していただきます。

(〇〇委員退室)

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

中野委員。

中野栄委員 資料2ページに記載されている妻の農作業従事日数が300日で、資料6ページの農業経営の実態では250日となっています。異なっているのはなぜでしょうか。

三須清一会長 事務局。

事務局 議案資料の6ページの農業経営の実態証明につきましては、令和3年の1月1日

現在における農地の実態調査における申告の数字を基に入力されております。今回の申請につきましては、この令和3年の1月から12月の間に300日やるであろうということで記載がされているものと思われまます。

三須清一会長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1番については原案どおり許可することに決定いたしました。

〇〇委員を入室させてください。

(〇〇委員入室)

三須清一会長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年12月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料は7ページからとなります。

整理番号1番の申請地は、〇〇〇字〇〇〇地先の畑1筆、面積は988平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側に隣接しています。位置図は、議案資料の8ページを御覧ください。

申請理由は、駐車場を整備するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第2号整理番号1番について、調査結果を報告します。

第2調査会で譲受人、譲渡人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地の立地基準は、上下水道、ガス管が埋設されている道路の沿道に位置し、申請地から500メートル以内に小学校、市役所、病院など2以上の公共公益施設があることから、農地区分は第3種農地と判断しました。

計画地は、南側に多少傾斜していますが、埋立て等も必要がなく、砂利を敷き、雨水は敷地内自然浸透処理します。隣接農地はありません。

また、市街化区域に近接しており、近隣に共同住宅及び戸建て住宅があり、今後も駐車場の需要が見込めることから駐車場24台を整備するものです。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第2調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号整理番号1番「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり許可することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画（案）について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年12月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は24ページからとなります。

整理番号1番の使用貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は4,127平方メートルです。権利の設定を受ける者は中里のアグリテラス株式会社で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は無償です。

整理番号2番、使用貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は1,839平方メートルです。権利の設定を受ける者は中里のアグリテラス株式会社で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は無償です。

整理番号3番、使用貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は4,110平方メートルです。権利の設定を受ける者は中里のアグリテラス株式会社で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は無償です。

整理番号4番、使用貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は603平方メートルです。権利の設定を受ける者は中里のアグリテラス株式会社で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は無償です。

整理番号5番、使用貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、面積は1,164平方メートルです。権利の設定を受ける者は中里のアグリテラス株式会社で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は無償です。

整理番号6番、使用貸借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は700平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は無償です。

整理番号7番、使用貸借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は801平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇と〇〇の方2名です。借受期間は3年間、借賃は無償です。

整理番号8番、賃借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、面積は972平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号9番、賃借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、面積は500平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇の方で、権利を設定する者も〇〇〇の方です。借受期間は4年3か月間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号10番、使用貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇〇〇地先の地目畑2筆、合計面積は1,139平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は無償です。

整理番号11番、賃借権を再設定する農地は、〇〇地先の地目田1筆、面積は2,042平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者も〇〇〇〇

〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から議案第3号の調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第3号整理番号1番から5番の権利の設定を受ける者の経営面積は、今回の借受地を含め約1.18ヘクタールです。

整理番号6番、7番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約3.02ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間347日、妻が11日です。トラクター、管理機、農用自動車等をそろえています。

整理番号8番、9番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約5.66ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、母が100日です。トラクター、コンバイン、農用自動車等をそろえています。

整理番号10番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約0.51ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間366日、妻が30日です。トラクター、耕運機等をそろえています。

整理番号11番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約10.00ヘクタールで、農業従事日数は、本人と母が年間300日、妻が30日、兄が150日です。トラクター、コンバイン等をそろえています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

中野委員。

中野栄委員 整理番号1番から5番の借受者の農業用機械がリースとなっていますが、リースの形態はどのようになっていますか。

三須清一会長 暫時休憩。

三須清一会長 それでは再開いたします。

事務局 ただいまの質問に関しまして、リースにつきましてですが、資料34ページに記載のあります発起人であるディーピーピー株式会社が農機具等を購入いたしまして、それをアグリテラスがリースとして借りるということで確認をしております。

三須清一会長 中野委員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号については原案どおり許可することに決定することにいたしました。

三須清一会長 次に、議案第4号「農地法の規定による許可を要しない土地の判定について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の7ページをお開きください。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の判定について」、下記のとおりこの会の意見を求めます。

提出日、令和3年12月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は39ページからとなります。

整理番号1番の所在地は、〇〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、現況宅地、面積は204平方メートルです。

〇〇〇〇〇〇の西側の道路の対面側に位置しており、所有者は令和2年11月に相続により取得しました。整備当時の所有者は農地法をよく理解していないことから、昭和63年頃から倉庫として利用され、農地に復元することが著しく困難なため、非農地について審議するものです。

現況写真は41ページからとなります。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第4号について、調査結果を報告します。

第2調査会で現地を確認し、審議しました。

当該地は33年前から倉庫として利用され、農地として復元することが困難であることを確認できました。

第2調査会では、議案第4号は全員一致で非農地と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第4号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

中野委員。

中野栄委員 この倉庫は建築確認の届出されていますか。

三須清一会長 されていないと思います。

中野栄委員 わかりました。

三須清一会長 ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより、採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり非農地として判断することとします。

三須清一会長 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

議案書は10ページからとなります。

報告は、第1号から3号までの3件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、5件受理しました。届出事由は、住宅が2件、駐車場が3件です。

報告第2号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、4件受理しました。届出事由は、住宅です。

報告第3号は、「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、1件受理しました。届出事由は相続です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号から3号について、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和3年第12回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。